

前文中「又は幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、「又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）」を利用する児童」を削り、「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

第二号中「高等学校」の下に「又は専修学校」を加える。
第五号中「又は特定保育事業を利用する児童」を削る。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十一号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第二十七条の規定に基づき、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。題名中「平成二十七年」を「平成二十九年」に改める。

沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示（平成二十九年文部科学省告示第六十一号） 新旧対照表

○ 沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定により、沖繩県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第一号を除き、以下同じ。）について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成二十九年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年度以後の共済掛金の額を定める等の件</p> <p>一 義務教育諸学校の児童又は生徒 四百六十円（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、二十円）</p>	<p>沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定により、沖繩県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、又は幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第一号を除き、以下同じ。）又は沖繩県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成二十七年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件</p> <p>一 義務教育諸学校の児童又は生徒 四百六十円（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、二十円）</p>

二 高等学校又は専修学校の生徒 九百二十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については四百九十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては百四十円）

三 高等専門学校の学生 九百四十円

四 幼稚園又は幼保連携型認定こども園の幼児 百三十五円

五 保育所等の児童 百七十五円（生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童にあつては、二十円）

二 高等学校の生徒 九百二十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については四百九十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては百四十円）

三 高等専門学校の学生 九百四十円

四 幼稚園又は幼保連携型認定こども園の幼児 百三十五円

五 保育所等の児童又は特定保育事業を利用する児童 百七十五円（生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童にあつては、二十円）